

太陽の家ショートステイサービス介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人九十九里ホームが開設する太陽の家ショートステイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 管理者や従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持及び家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図るよう支援する。

2 利用者の家族との連携を図るように努めるとともに、事業の実施に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び、協力を行う等の地域との交流に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 太陽の家ショートステイサービス
- 二 所在地 匝瑳市春海 6387

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名（嘱託・本体施設と兼務）
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 三 施設長補佐 1名（必要と認めるとき・本体施設と兼務）
施設長を補佐し、施設長に事故ある時は代理をする。
- 四 介護支援専門員 1名以上（常勤・本体施設と兼務）
利用者の施設サービス計画を作成する。
- 五 生活相談員 1名（常勤・本体施設と兼務）
利用者の生活相談及び指導を行う。
- 六 介護職員 18名以上（常勤換算・本体施設と兼務）
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 七 看護職員 2名以上（内1名常勤・本体施設と兼務）

利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

八 管理栄養士又は栄養士 1名以上（常勤・本体施設と兼務）

利用者に対する栄養管理・指導を行う。

九 機能訓練指導員 1名以上（本体施設看護職員兼務、他）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

十 事務職員 必要数（本体施設と兼務）必要な事務を行う。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は1日8人とする。

（短期入所生活介護事業の内容）

第6条 介護に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

2 1週間に2回以上適切な方法により利用者に入浴をさせ、やむを得ない場合のみ清拭とする。

3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。この場合において、特に異性（介護職員及び看護職員を除く。）から見られることがないよう配慮するものとする。

4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。

5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

6 常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。

7 利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

（食事の提供）

第7条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

2 利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

（機能訓練）

第8条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又その減退を防止するための訓練を行う。

（その他のサービスの提供）

第9条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

（利用料その他の費用の額）

第10条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、

当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額

の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - 一 送迎に関する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
 - 二 食材料費及び調理費（おやつ代含む）は別紙「料金表」に定めるとおりとする。
 - 三 滞在費は別紙「料金表」に定めるとおりとする。
 - 四 理美容代
 - 五 前各号に掲げるもののほか、日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

（サービスの取扱方針）

- 第10条の2 利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。
- 2 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 3 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。
 - 4 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。
 - 5 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - 6 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（記録の整備）

第10条の3 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。
 - 一 介護予防短期入所生活介護計画

二 提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ないりゆうの記録

四 市町村への通知に係る記録

五 苦情の内容等の記録

六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(通常の見送の実施地域)

第11条 通常の見送の実施地域は、匝瑳市、旭市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者がサービス提供を受けるに当たり、事故防止のため機能訓練室及び機能訓練器具等を利用する場合は、職員の指示のもとに行う。

2 食事、入浴等についても同様の扱いとする。

(緊急時における対応方法)

第13条 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2 非常災害に備え、1年に3回以上(内1回は夜間又は夜間想定訓練)避難、救出その他必要な訓練等を行う。

(掲示)

第15条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制等を掲示する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、又、業務体制を整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 施設は虐待の防止に努めるため、以下の措置を(令和6年3月31日までに)行う

① 虐待防止のための指針を設ける

② 虐待の防止にかかる体制として、虐待防止検討委員会を設置する

- ③ 虐待防止委員会の委員長を、施設の虐待防止にかかる措置の担当者とする
- ④ 虐待防止のための従業者への研修を定期的かつ計画的に行う
- ⑤ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定する

(その他)

第 18 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人九十九里ホームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(施行の期日)

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行